

被災宅地危険度判定を行っています

被災宅地の危険度判定制度

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

被災宅地危険度判定士とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」の受講した後に登録した者です。

判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用しています。

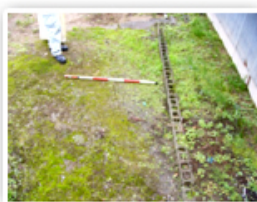
判定の概要

宅地判定士を含む 2～3 人が 1 組になって、調査票等に定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。



①被害状況確認（擁壁）

全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。



②被害状況確認（宅盤）

宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。



③被害状況の詳細調査

各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していきます。



④調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示します。

判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、下記の３種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

被災宅地危険度判定結果	
危険宅地 UNSAFE	
◆ この宅地に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
広島県建設本部	

危険宅地

この宅地に入ること
は危険です。

被災宅地危険度判定結果	
要注意宅地 LIMITED ENTRY	
◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 緊急時に帰る場合は専門家に相談下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
広島県建設本部	

要注意宅地

この宅地に入る場合は
十分に注意してくださ
い。

被災宅地危険度判定結果	
調査済宅地 INSPECTED	
◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記：	
調査番号	
判定日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
広島県建設本部	

調査済宅地

この宅地の被災程度は
小さいと考えられます。

注意

※ 本判定結果は、あくまで被災後に実施される宅地の危険度に関する暫定的な調査であるため、「り災証明」のための調査ではありません。

問 合 先

広島県 土木建築局 都市環境整備課 都市開発グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-4127 FAX 082-223-2397

メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp